

消防救第178号
令和5年5月29日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示」の公布に係る周知について（通知）

「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行に係る周知について（通知）」（令和4年12月16日付け消防消第426号・消防救第378号消防庁消防・救急課長及び救急企画室長連名通知。以下「公布通知」という。）により、当該改正法による改正における消防機関関係部分について、基本的な考え方等をお示ししました。公布通知の記1（1）において、令和6年4月から、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に「感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項」等が追加される旨を記載しました。

基本指針の一部改正を含む、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和5年厚生労働省告示第202号）について、令和5年5月26日に公布されました。また、これに伴い、厚生労働省医政局長等から消防庁救急企画室長宛てに別添のとおり周知依頼がまいりました。

貴職におかれましては、別紙の内容に御留意の上、貴都道府県衛生主管部（局）の動向を注視するとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであり、基本指針の一部改正後の消防機関における運用等について、関連する情報は適宜提供する旨申し添えます。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

飯田専門官、鈴木補佐、日高係長
橋本事務官、田中事務官

TEL : 03-5253-7529

E-mail : kyukyuanzen@soumu.go.jp

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について）（令和5年5月26日付け厚生労働省医政局長等通知）における消防機関に関わる主な記載（抜粋）

※下線は消防関係部分、感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項については、別添53ページの第六を必要に応じて確認いただきたい。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向（別添31ページ参照）

一 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

また、都道府県は、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される都道府県連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証することが必要である。

第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項（別添61ページ参照）

一 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方

都道府県知事又は保健所設置市等の長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、都道府県知事又は保健所設置市等の長が行う業務とされているが、その体制の確保の当たっては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合において、地方公共団体内における役割分担や、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を図ることが重要である。

二 国における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

国は、新感染症の所見がある者の移送については、都道府県等に積極的に協力することが重要である。また、感染症の特性に応じた移送に係る考え方等を示し、都道府県等が円滑に移送体制を構築できるように支援することが重要である。

三 都道府県等における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

- 1 感染症の患者の移送について、平時から地方公共団体内で連携し、役割分担、人員体制の整備を図ることが重要である。
- 2 都道府県連携協議会等を通じ、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議し、協定を締結しておくことが重要である。
- 3 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等との役割分担をあらかじめ決めておくことが望ましい。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議することが重要である。
- 4 都道府県等の区域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法について、あらかじめ協議をすること。
- 5 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は類似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施することが望ましい。

四 関係各機関及び関係団体との連携

法第 21 条（法第 26 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 47 条の規定による移送を行うに当たり、保健所等との協定に基づき消防機関と連携する場合には、第十二の三の 4 の入院調整体制の構築等により、円滑な移送が行われるよう努めること。また、平時から消防機関に対して医療機関の受入体制の情報を共有する枠組みの整備が重要である。

さらに、消防機関が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、法第 12 条第 1 項第 1 号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供することが重要である。

五 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において移送のための体制確保について定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 移送に係る人員体制に係る事項
- 2 消防機関との役割分担及び連携並びに民間事業者等への業務委託に係る事項
- 3 新興感染症発生時の移送体制に係る事項